

平成 29 年 2 月 22 日
ソニー生命保険株式会社

【新商品】『生前給付通減定期保険（生活保障型／無配当）』の発売について

ソニー生命保険株式会社（社長 萩本 友男）は、平成 29 年 4 月 2 日より新商品『生前給付通減定期保険（生活保障型／無配当）』を発売します。生前給付分野の総合保障商品として、死亡の保障に加え、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）、所定の障害・要介護状態を保障します。また、経過年数に応じて保険金額が通減するため、合理的な保障をご準備いただけます。

1. 「生前給付通減定期保険（生活保障型／無配当）」のお支払い事由

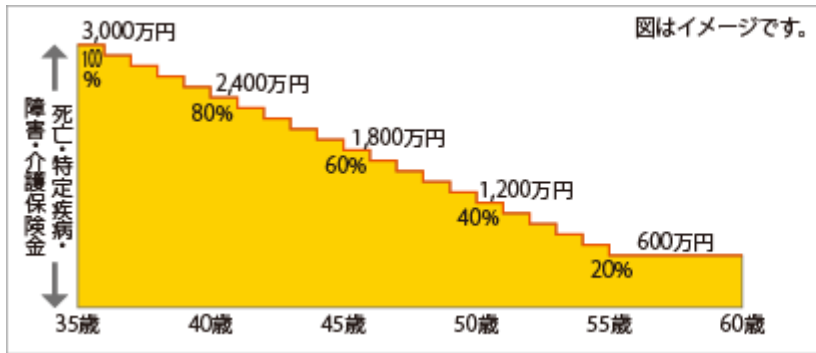
以下のいずれかに該当した場合に保険金をお支払いします（ただし、保険金のお支払いは保険期間を通じて 1 回のみとなります）。

お支払いする保険金	お支払い事由		お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき		死亡保険金受取人
特定疾病保険金	対象となる疾病	悪性新生物（がん） 責任開始期以後に責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（がん）に罹患したと、医師によって診断確定されたとき ただし、以下の場合を除きます。 ・上皮内がん ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・責任開始期から90日以内に診断確定された乳がん	被保険者 （保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者）
		急性心筋梗塞 責任開始期以後に急性心筋梗塞を発病し、医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞が対象となります。	
		脳卒中 責任開始期以後に脳卒中を発病し、医師の診療を受けた日から60日以上、所定の後遺症が継続したと医師によって診断されたとき 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象となります。	
障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態または特定障害状態（次の①および②をともに満たした状態）になったとき ①身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当したこと ②①で定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと		
介護保険金	傷害または疾病が原因で次のいずれかの状態に該当したとき ●満65歳未満の被保険者について、次のすべての条件を満たすことが、医師によって診断確定されたこと ①要介護状態に該当したこと ②要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日あること ●公的介護保険制度により、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定が効力を生じたこと		

2. 仕組図と保険料例

経過年数に応じて保険金額が逓減し、逓減方法は次のいずれかをお選びいただけます。

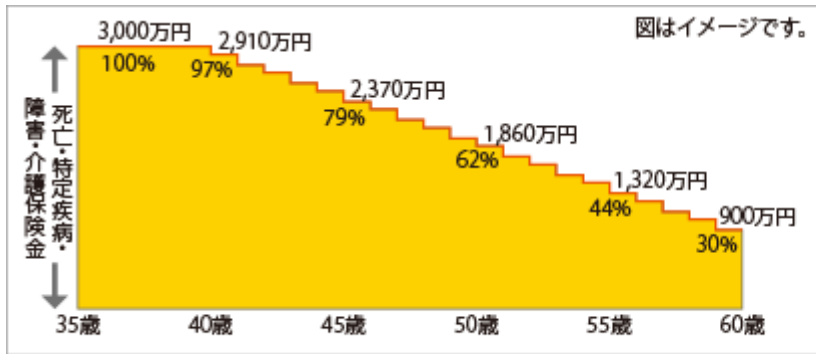
< I 型 > ご契約時の保険金額の 20% になるまで保険金額は逓減し、その後は 20% のまま保険期間満了時まで推移します。



- 保険金額 : 3,000万円
- 保険期間 : 60歳満了
- 保険料払込期間 : 60歳まで
- 個別扱月払保険料

契約年齢	男性	女性
30歳	8,010円	9,210円
35歳	9,600円	10,980円
40歳	11,940円	13,110円
45歳	15,750円	15,840円
50歳	21,540円	18,840円

< II 型 > 保険期間の 20% * を経過後、保険金額は逓減します。最終保険年度の保険金額は、ご契約時の保険金額の 30% となります。

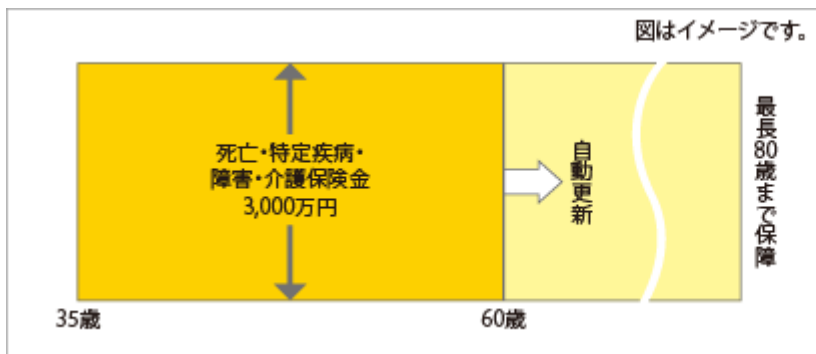


- 保険金額 : 3,000万円
- 保険期間 : 60歳満了
- 保険料払込期間 : 60歳まで
- 個別扱月払保険料

契約年齢	男性	女性
30歳	11,730円	13,050円
35歳	13,860円	15,240円
40歳	16,710円	17,670円
45歳	21,180円	20,700円
50歳	27,240円	23,520円

*1年未満の端数は切り捨てます。

< 参考 > 生前給付定期保険 (生活保障型 / 無配当)



- 保険金額 : 3,000万円
- 保険期間 : 60歳満了
- 保険料払込期間 : 60歳まで
- 個別扱月払保険料

契約年齢	男性	女性
30歳	21,510円	22,320円
35歳	24,810円	25,320円
40歳	29,160円	28,740円
45歳	34,860円	32,220円
50歳	42,420円	35,580円

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「ご提案設計書」などを必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書 (契約概要)」「重要事項説明書 (注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

以上